

# 高岡市公共施設等総合管理計画

平成 28 年 3 月

令和 4 年 3 月改定

高 岡 市

# 目 次

<b>第 1 章 計画の概要</b>	
1-1 計画の背景と目的	1
1-2 計画の位置付け	2
1-3 計画期間	3
1-4 計画の対象範囲	3
<b>第 2 章 本市を取り巻く社会的状況</b>	
2-1 人口及び世帯	4
2-2 財政	6
<b>第 3 章 公共施設等の現状と課題</b>	
3-1 公共建築物	12
3-2 インフラ	14
3-3 これまでの主な取り組み	17
3-4 公共施設保有量及び有形固定資産原価償却率の推移	18
<b>第 4 章 中長期的な施設の更新費用</b>	
4-1 試算条件	19
4-2 試算結果	21
4-3 長寿命化等の影響を反映したシミュレーション	23
<b>第 5 章 公共施設マネジメントの基本方針</b>	
5-1 基本的な考え方	24
5-2 基本方針〔基本的な目標〕	24
基本方針 1 施設総量の適正化	25
基本方針 2 長寿命化の推進	26
基本方針 3 施設の有効活用	27
類型別の基本方針	27
<b>第 6 章 計画の推進</b>	
6-1 推進体制	30
6-2 計画の進行管理	30

# 第 1 章 計画の概要

---

## 1-1 計画の背景と目的

### (1) 進行する公共施設等の老朽化

本市においては、昭和 40 年代後半まで続いた高度経済成長期とその後の 10 年間を中心に、人口の増加や住民ニーズなどに応じて、学校、市営住宅などの公共建築物や道路、橋りょうなどのインフラを集中的に整備してきた。これらの公共建築物及びインフラ（以下「公共施設等」という。）は老朽化が進み、近い将来一斉に改修・更新時期を迎え、多額の改修・更新費が必要になると見込まれることから、今後の施設運営に係る負担等が本市の行財政運営に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

また、人口減少や少子高齢化が進み、社会の構造や住民ニーズが施設整備当初とは大きく変わってきており、財政面でも、人口減少等による市税収入の伸び悩み、少子高齢化の進展に伴う扶助費等の義務的経費の増大など、今後も厳しい財政運営を強いられることが見込まれるため、行政サービスのあり方を改めて見直す必要性に迫られている。

こうした状況下では、これまでと同じ考え方で公共施設への投資を続けていくことは困難である一方、公共施設等は、住民がまちにいる限り永続的に投資が必要であるため、施設の維持管理をいかにして適正な水準に抑えていくかが喫緊の課題である。

### (2) 全国の自治体で直面する老朽化・更新問題

公共施設等の老朽化・更新問題は、本市に限ったことではなく、問題の程度に地域差はあるものの、全国どの自治体においても問題解決に向けて今すぐに取り組む必要があるとされている。とりわけ、平成の大合併によって市町村合併した自治体の状況は深刻であり、合併前に各自治体が保有していた庁舎や学校、図書館、文化施設等は一般的に供給過剰な状況にあるとされている。

一方で、合併算定替の特例期間終了に伴う地方交付税の減少（合併特例：合併前に交付された交付税総額は 10 年間維持し、11 年目から 5 年かけて漸減されていく。）や合併特例債の償還が自治体の財政を圧迫することから、保有する公共施設等を適切に維持管理できなくなることが懸念された。

### (3) 問題解決に向けた国および自治体の取組み

このような背景のもと、国では、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成 25 年 6 月閣議決定)において、「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である。」との認識のもと、インフラの戦略的な維持管理・更新等の推進を目的に、目指すべき姿や施策の方向性等を示した「インフラ長寿命化基本計画」(平成 25 年 11 月)が策定された。

また、東日本大震災や豪雨災害など、昨今の大規模災害を契機に策定された「国土強靱化基本計画」(平成 26 年 6 月 3 日閣議決定)では、災害から得られた教訓を踏まえ、事前防災及び減災等に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとされている。この中では、人命の保護や国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること、公共施設に係る

被害の最小化などを基本目標に掲げ、国民の命と財産を守るための国の基本的な考え方が示されている。このような国の公共施設等の老朽化や減災・防災対策に係る各種取組みの進展を踏まえ、地方自治体においても、これらの方針に基づき、地域が所有する公共施設等の維持管理・更新等の今後のあり方について、基本的な方針を示すことが必要とされた。

このような背景から、平成 26 年 4 月 22 日、総務省より各自治体に対して「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成 26 年 4 月 22 日付け総財務第 74 号総務大臣通知）の通知がなされ、今後の公共施設等の管理方針等を定めた計画策定の要請がなされた。

#### (4) 本市における計画の策定及び見直しについて

以上に示した背景から、公共施設等の安全・安心な利用を市民に供するよう適切な維持管理を推進していくことを基本に、将来の本市を取り巻く様々な状況を見据えながら、次世代に健全な公共施設等を引き継いでいくことが生き残りに向けた必須要件となる。

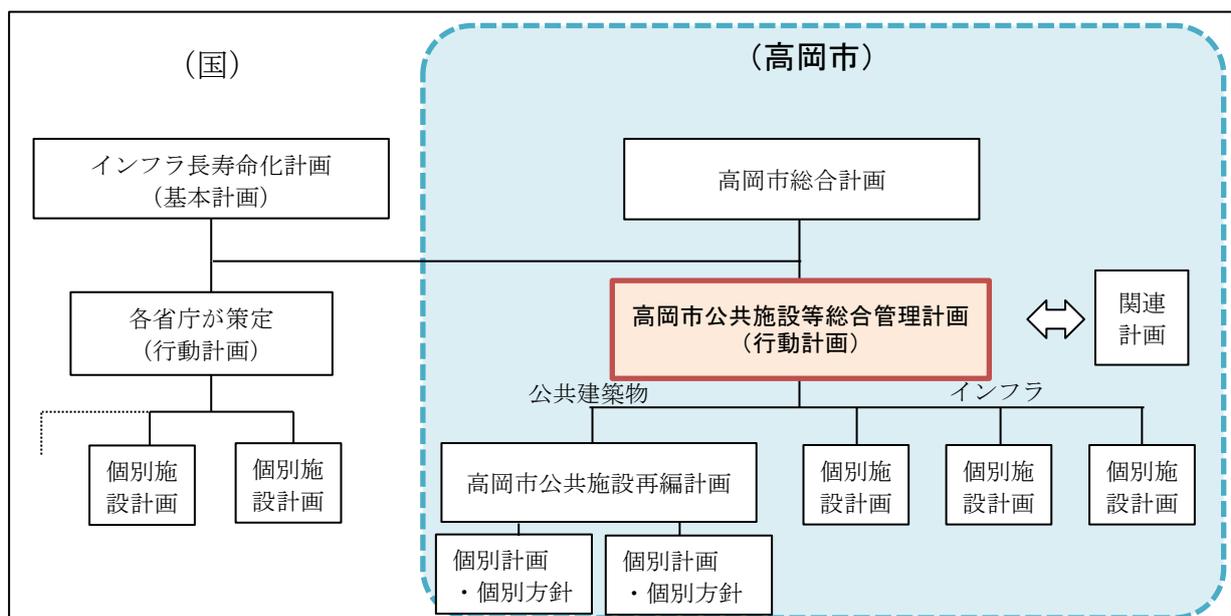
そこで、本市においても、施設の今後のあり方や総量適正化などについて基本的な方向性を示す「高岡市公共施設等総合管理計画」を平成 28 年 3 月に策定した。

また、「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（令和 3 年 1 月 26 日付け総財務第 6 号総務省自治財政局財務調査課長通知）による要請に対応し、計画策定から一定期間が経過したことを一つの区切りとして見直すこととする。

### 1-2 計画の位置付け

本計画は、総務大臣から発せられた「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」による計画策定要請を受け、本市の公共施設等の今後のあり方などについて基本的な方向性を示すものとして位置付ける。

また、市の最上位計画である高岡市総合計画の基本理念のもと、高岡市行財政改革推進方針などの関連計画と連動し、今後の公共施設等に係る基本的な取組みの方向性を示す横断的な計画である。



### 1-3 計画期間

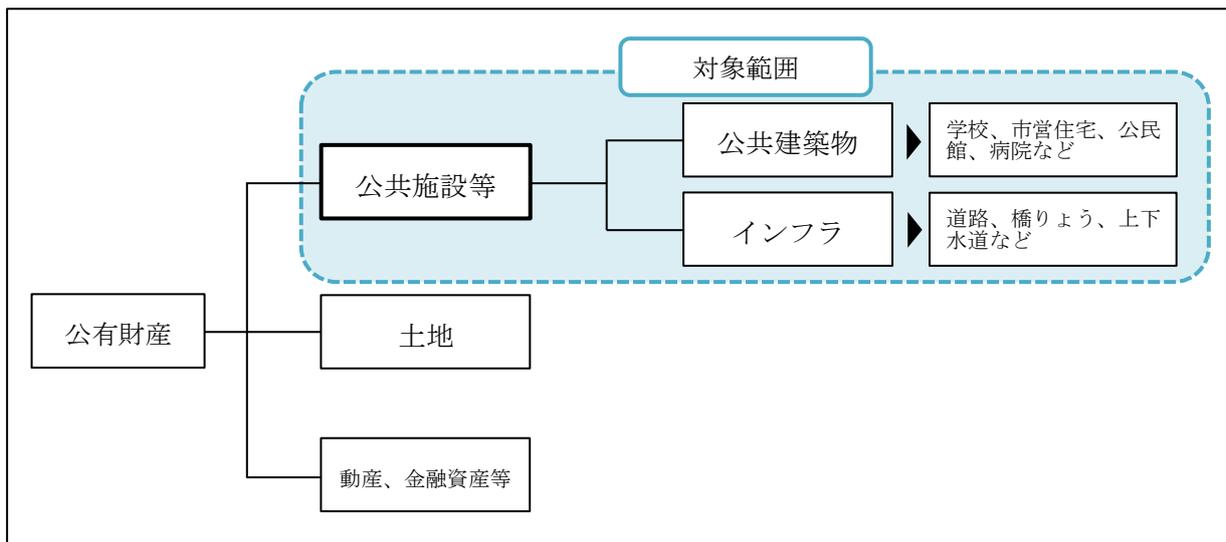
本計画の計画期間は、平成28年度から令和17年度までの20年間とし、今後策定される総合計画には、本計画の理念を反映していくこととする。

なお、本市を取り巻く社会情勢や、法令・国の施策等の推進状況、さらには最新の技術的知見の状況等の変化を踏まえ、取り組み方針や具体的な目標設定などに関しては柔軟に対応するため、計画期間内であっても、適宜見直し等を図るものとする。

H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
総合計画 (第2次)		総合計画 (第3次)				総合計画 (第4次)															
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">高岡市公共施設等総合管理計画（20年間）</p> <p style="text-align: center;">本市を取り巻く社会情勢等の変化に伴い適宜見直し</p> </div>																					

### 1-4 計画の対象範囲

本計画は、中長期的視点をもって公共施設等の維持管理、長寿命化や機能統合などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置を実現しようとするものであるため、市が保有する公共施設等の全体を把握する必要がある。そのため、本計画で対象とする施設は、公共建築物だけでなく、道路・橋りょう等のインフラや公営企業の施設も含むものとする。



## 第2章 本市を取り巻く社会的状況

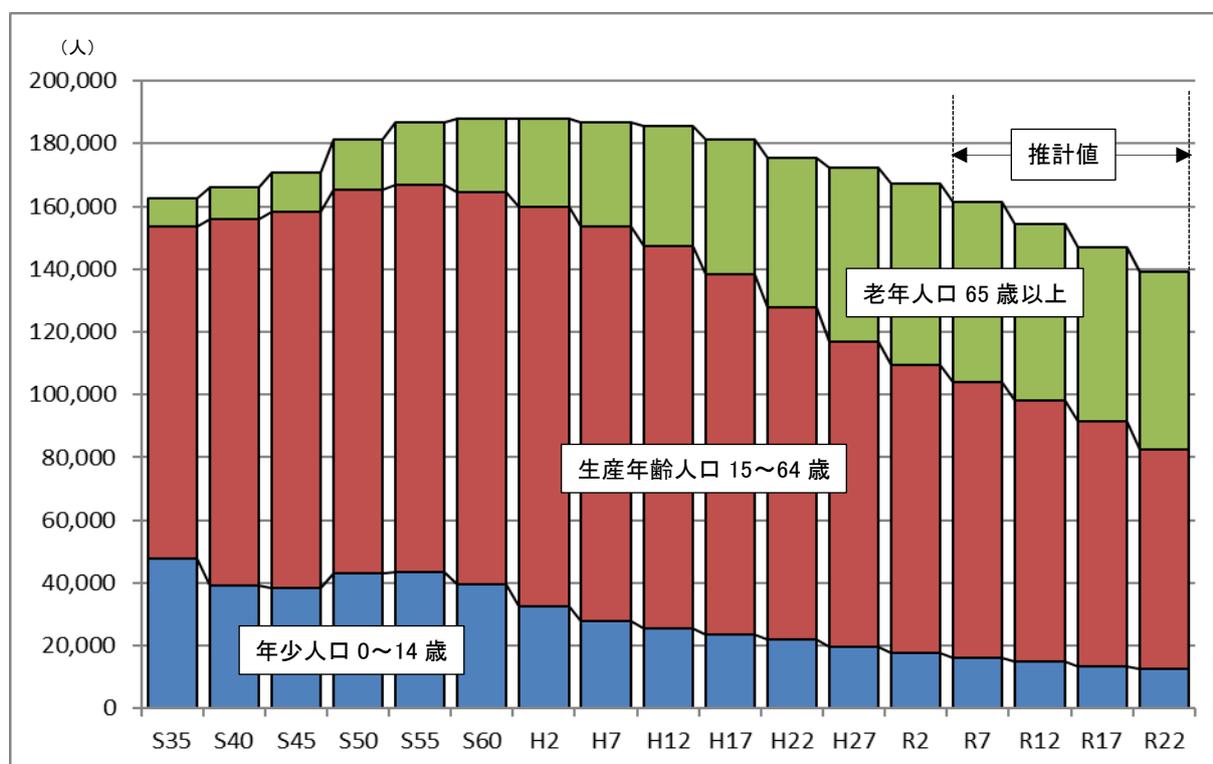
### 2-1 人口及び世帯

#### (1) 人口の推移

本市の人口は、現在の市域（本市は平成17年に旧高岡市と旧福岡町が合併し誕生）で昭和60年の188,006人をピークに減少が続いている。将来的な予測では、今後も人口減少が進み、令和22年には人口が139,184人になる見込みである。

年齢別では、年少人口と生産年齢人口は減少傾向にあり、令和22年には平成22年の6割程度にまで減少する見込みである。また、老年人口は増加傾向から減少傾向に転じるものの、総人口に占める割合は27%（平成22年）から40.8%（令和22年）と大きく増加する見込みである。

図1 人口の推移



項目	S60年	H22年	R22年	R22年変化率	
	(1985年)	(2010年)	(2040年)	S60年比	H22年比
総人口	188,006人	176,061人	139,184人	0.74	0.79
年少人口(0~14歳)	39,692人	21,773人	12,700人	0.32	0.58
生産年齢人口(15~64歳)	124,685人	105,985人	69,736人	0.56	0.66
老年人口(65歳以上)	23,629人	47,565人	56,748人	2.40	1.19

※H17以前は旧高岡市と旧福岡町の合算

※総人口には年齢不詳等を含む

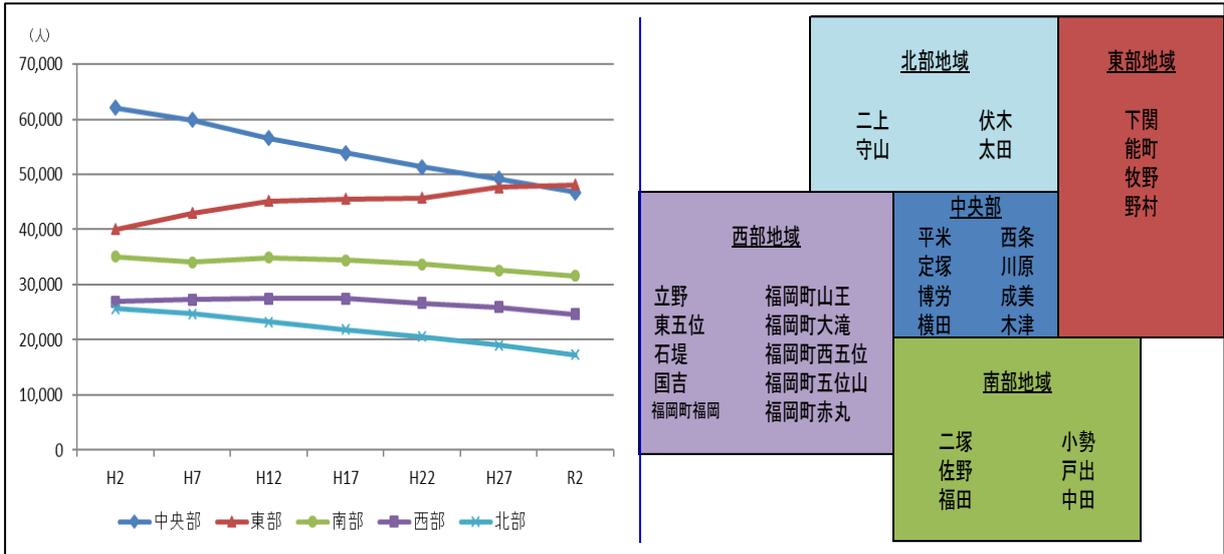
※R7以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計値（出生中位・死亡中位）

資料）国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

#### (2) 地域別人口

本市を中央部、東部、西部、南部、北部の5つの地域に分類し、平成2年と令和2年を比較すると、中央部地域及び北部地域では減少傾向、東部地域は増加傾向、南部地域及び西部地域については、ほぼ横ばいとなっている。

図2 地域別人口の推移

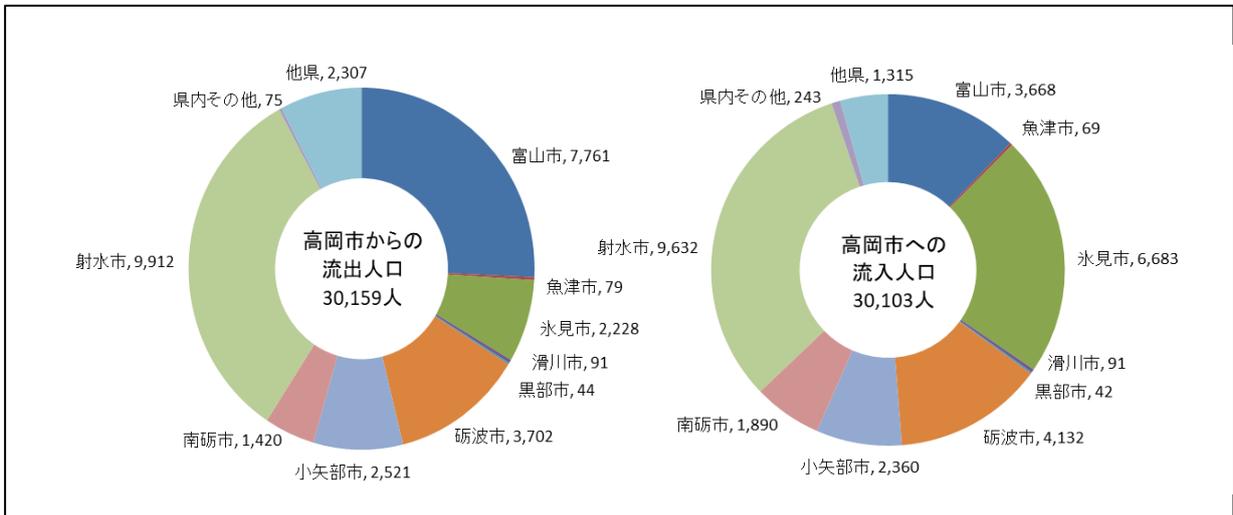


資料) 住民基本台帳人口移動報告

(3) 流出入人口

本市を常住地とする通勤・通学者のうち、他の市町村へ流出する人口は30,159人であり、このうち、射水市への通勤・通学が全体の約33%を占めており、次いで富山市、砺波市となっている。一方、他の自治体から高岡市へ流入する通勤・通学者数は30,103人であり、このうち、射水市からの通勤・通学が全体の約32%を占めており、次いで氷見市、砺波市となっている。

図3 流出入人口 (平成27年)

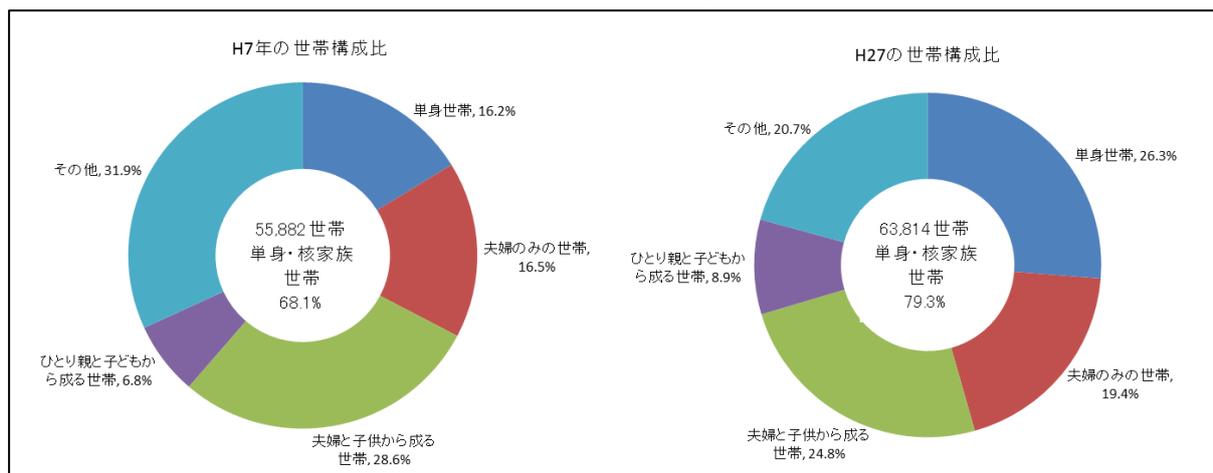


資料) 国勢調査

(4) 世帯

本市の世帯数は、人口が昭和60年をピークに減少傾向にあるのに対し、依然として増加傾向にある。なかでも単身世帯の数が大きく増加し、これに伴い核家族世帯の割合が増加してきており、従来の家族同居・家族依存型のライフスタイルから変化していることが推察される。

図4 世帯の推移



※H17年以前のデータは旧高岡市と旧福岡町の合算資料) 国勢調査

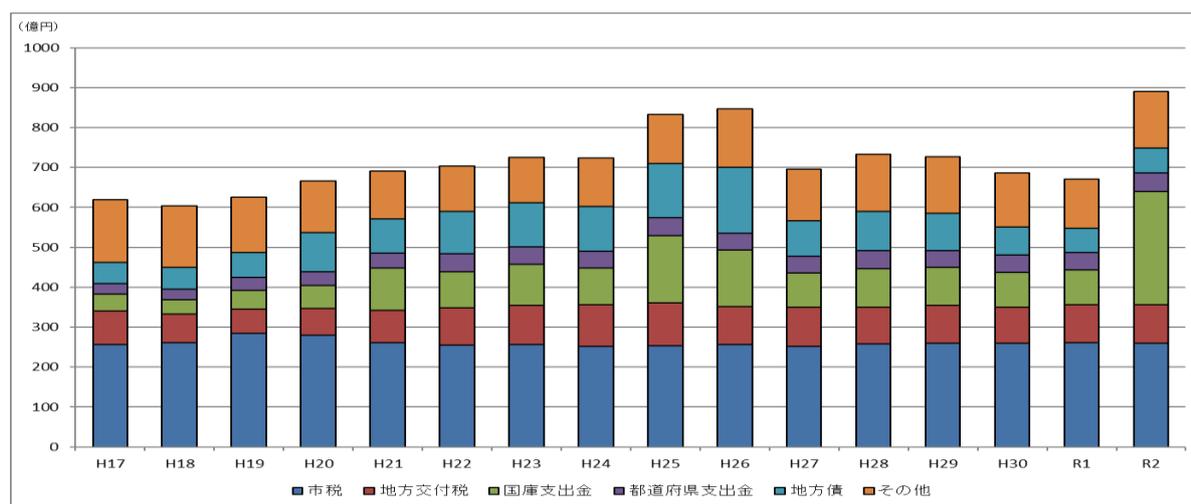
## 2-2 財政

### (1) 歳入

平成19年度までは概ね620億円程度で推移し、平成20年度から平成26年度までは、北陸新幹線開業に向けた都市基盤整備の本格化等に伴い、国の補正予算(国庫支出金)や合併特例債を活用した予算編成などにより、666~847億円で推移してきた。

令和2年度は、特別定額給付金事業費補助金等に伴い国庫支出金が増加しており、歳入総額が890億円となったが、内訳をみると、市税収入は260億円で、前年度に比べ2.0億円の減(▲0.8%)となっている。歳入に占める市税の割合は、3割前後で推移している。

図5 歳入決算額の推移[普通会計]



資料) 決算カード

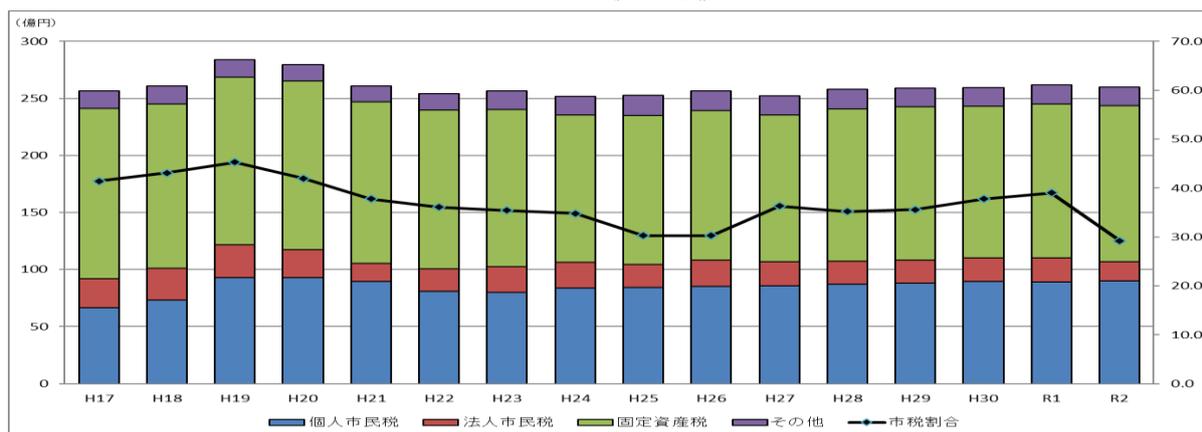
市税は、平成19年度の284億円をピークに、近年は250億円台で推移している。市民税収入では、国の「三位一体の改革」によって、平成19年1月より所得税(国税)から市民税(地方税)に税源移譲されたことから、個人市民税(所得割)は増加したが、平成21年度には、リーマンシ

ショックによる景気低迷の影響を受け、法人市民税が前年と比べて大きく減少した。その後持ち直してきているものの、リーマンショック以前の水準までには至っていない。

固定資産税収入は、129～149 億円で推移しており、令和 2 年度は 136 億円となっている。景気低迷による地価の下落や、民間企業の新規設備投資等の抑制などにより、低調に推移しているものと推察される。

市の歳入の根幹を占める市税収入は、急速な景気回復や大きな制度改正がない限り、大幅な伸びは期待できない状況となっている。将来の推計人口を考慮すると、主たる納税層である生産年齢人口は減少していくことが見込まれており、市民税の増収は期待できない状況にある。

図 6 市税の推移



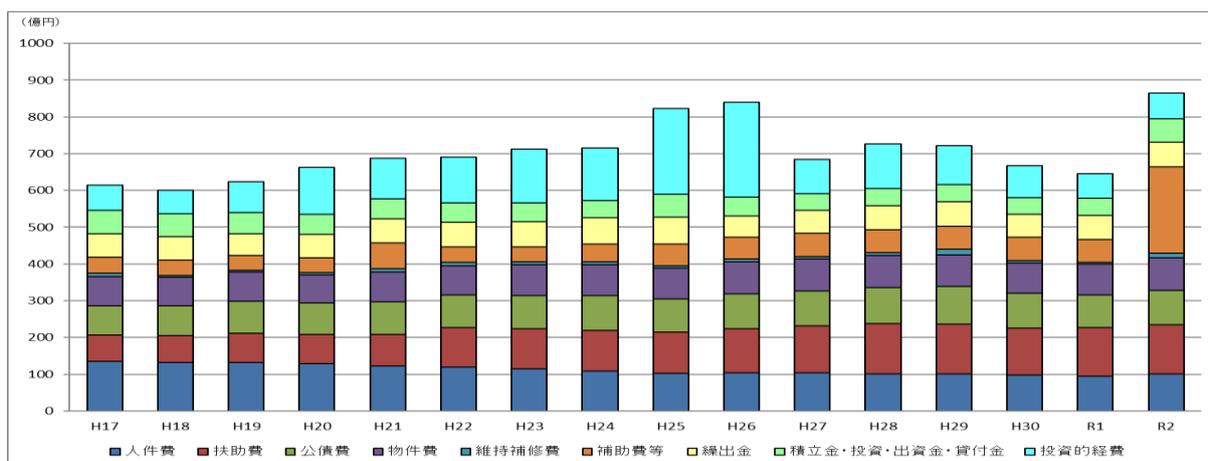
資料) 決算カード

## (2) 歳出

近年は、計画的な職員数の削減により人件費が減少傾向にある中、生活保護費や介護・訓練等給付費など社会保障関係経費等の扶助費は増加傾向にある。また、投資的経費（建設事業費等）は、平成 26 年度までは小中学校の耐震化や北陸新幹線開業に向けた都市基盤整備などにより増加傾向にあったが、その後は 68 億円～121 億円で推移している。

令和 2 年度は、特別定額給付金事業費補助金等の影響により、歳出総額は 865 億円となった。

図 7 歳出決算額の推移[普通会計]



資料) 決算カード

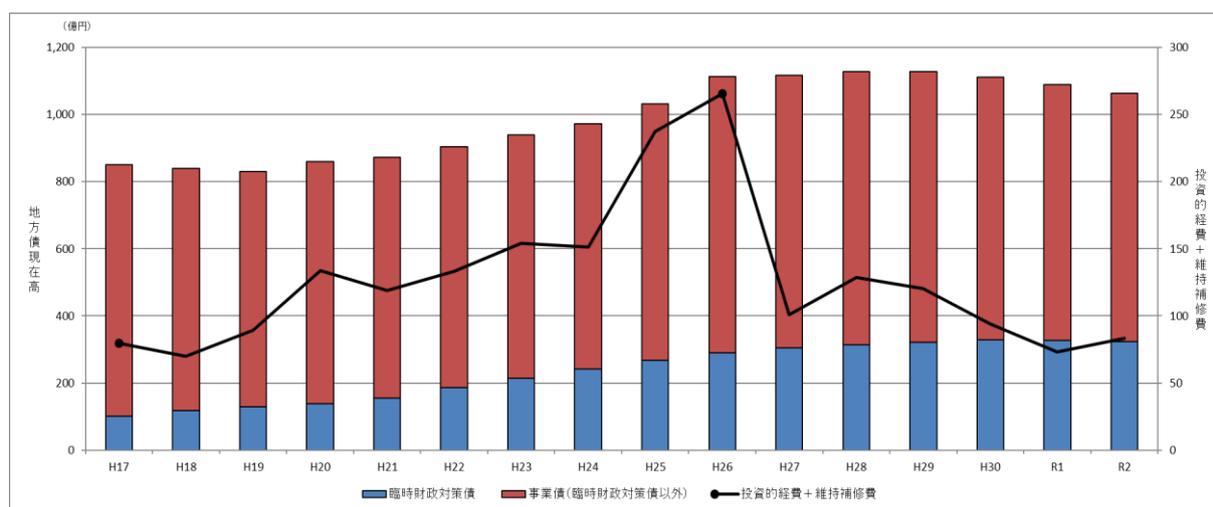
## (3) 投資的経費と地方債残高

維持補修費を含む投資的経費は、平成 26 年度までは増加傾向で推移してきた結果、公共施設等の整備に係る地方債残高が増加している。

平成 27 年度以降の投資的経費は、73～129 億円／年程度に抑制されたが、地方交付税の代替措置である臨時財政対策債※が増加傾向にあったため、平成 29 年度には、地方債残高の総額は 1,128 億円とピークに達した。

※臨時財政対策債：地方財政の財源不足を補てんするため、従来、地方交付税により交付されていた額の一部について、地方債に振り替えられたもの。その元利償還金の全額について、後年度の地方交付税の基準財政需要額に算入される。

図 8 投資的経費＋維持補修費と地方債残高の推移

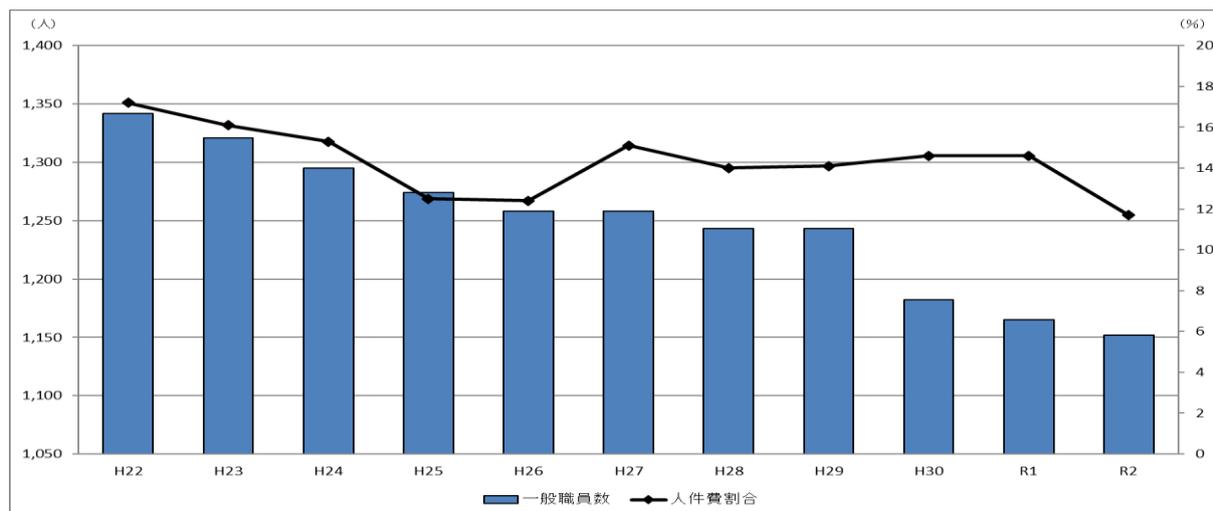


資料) 決算カード

#### (4) 人件費・職員数

本市の正規職員数は、高岡市行財政改革推進方針に基づいて計画的に削減してきたところであり、歳出総額に占める人件費の割合については、14%程度で推移している。

図 9 歳出総額に占める人件費割合と職員数の推移



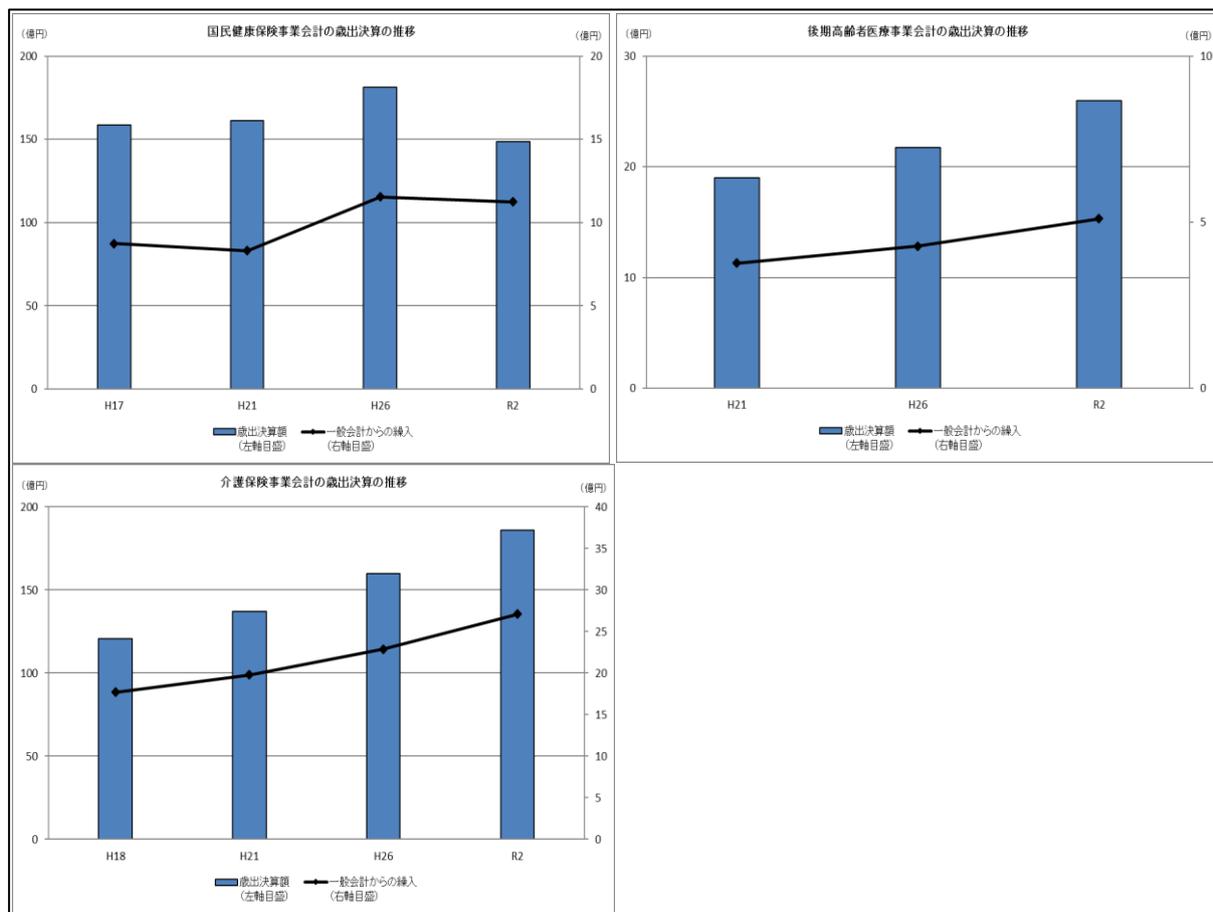
資料) 決算カード

#### (5) 社会保障関係費

社会保障関係費である国民健康保険事業の歳出は、増加傾向から減少傾向に転じているが、後期高齢者医療保険事業及び介護保険事業の歳出は増加傾向にある。そのため、社会保障関係費全

体としては、保険料収入では歳入をまかなうことができず、繰出基準に基づく一般会計の繰出金は増加傾向にある。

図 10 社会保障関係費の推移



※介護保険事業会計：合併以前、旧福岡町は砺波地方介護保険組合で事業を実施していたため、H18と比較

※後期高齢者医療事業会計：制度開始前のため、H17はなし。

資料) 各年度の決算に係る主要な施策の成果に関する説明書

(6) 財政指標

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく指標（令和2年度）については、実質赤字比率と実質連結赤字比率は黒字であり、実質公債費比率は12.1%と、前年度に比べ、1.4ポイントの減少、将来負担比率は145.7%と前年度に比べ、19.3ポイント減少している。

表1 健全化判断比率（令和2年度）（単位：%）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
R2 決算	—	—	12.1	145.7	—
対前年度比	— (R1 —)	— (R1 —)	▲1.4 (R1 13.5)	▲19.3 (R1 165.0)	— (R1 —)
早期健全化基準 経営健全化基準	11.48	16.48	25.0	350.0	—
財政再生基準	20.0	30.0	35.0		

実質赤字比率：一般会計などの赤字の規模を示す指標

連結実質赤字比率：市全体（公営企業など含む）の赤字の規模を示す指標

実質公債費比率：借金の返済額が身の丈にあったものかどうかを判断する指標。家計に例えると年収に占める借金返済額の割合

将来負担比率：借金や複数年にわたる契約により約束した支払いなど、将来、支払わなければならない負債が、収入に対してどれくらいあるかを示す指標

資金不足比率：公営企業会計における事業規模に対する資金不足額の比率

早期健全化基準：普通会計に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率について定められており、財政再生基準 いずれかが早期健全化基準以上である場合、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに「財政健全化計画」を定めなければならない。財政再生基準以上である場合は、「財政再生計画」を定めなければならない。

経営健全化基準：公営企業に係る資金不足比率において定められており、基準以上である場合、「経営健全化計画」を定めなければならない。

(7) 類似団体との比較

本市と類似団体の財政指標を比較すると、本市の財政力指数は0.75と17市中12番目、經常収支比率は86.9%と17市中6番目、実質公債費比率は13.5%と17市中16番目、将来負担比率は165.0%と17市中17番目となっている。

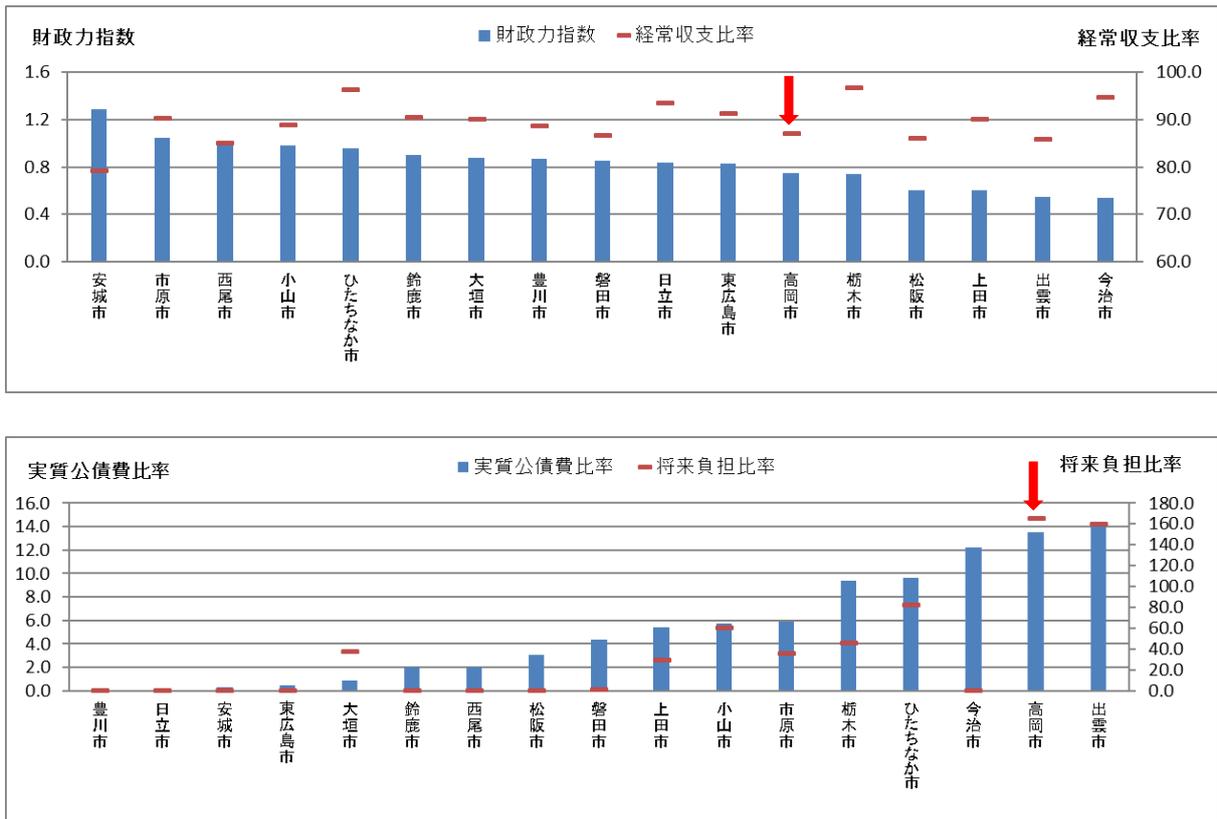
備考) 類似団体とは、人口と産業構造により自治体を類型化したものであり、本市はIV-2類型に分類され、本市を含めて17市がこれに該当する。(IV-2類型…①人口15万人以上 ②産業構造：第2・3次産業就業者数が90%以上かつ第3次産業就業者数が65%未満)

表2 類似団体間の財政指標（令和元年度）

財政力指数		經常収支比率(%)		実質公債費比率(%)		将来負担比率(%)					
1	安城市	1.29	1	安城市	79.1	1	豊川市	▲1.9	1	日立市,豊川市,安城市,西尾市,松阪市,鈴鹿市,東広島市,今治市	—
2	市原市	1.05	2	西尾市	84.9	2	日立市	▲0.7	1		
3	小山市	0.98	3	出雲市	85.8	3	安城市	0.3	1		
	⋮			⋮			⋮				
12	高岡市	0.75	6	高岡市	86.9		⋮				
	⋮			⋮			⋮				
14	上田市,松阪市	0.60	15	今治市	94.7	15	今治市	12.2	15	ひたちなか市	81.8
16	出雲市	0.55	16	ひたちなか市	96.3	16	高岡市	13.5	16	出雲市	159.6
17	今治市	0.54	17	栃木市	96.6	17	出雲市	14.3	17	高岡市	165.0

備考) 各類似団体のR2年度の指標は、本計画策定時点で不明のため、R元年度の数値で比較

図 11 類似団体間の財政指標（令和元年度）



資料) 令和元年度 地方公共団体の主要財政指標 (総務省)

### (8) 財政状況

本市では、平成 30 年 2 月に財政健全化緊急プログラムを策定し、その取組みを進めた結果、令和 4 年度の予算において、今後の収支均衡した財政運営に見通しが立ったことから、財政健全化緊急プログラムを終了した。

一方で、本市の財政構造を鑑みると、当面の間、歳出に占める公債費の割合が類似団体に比べて高い状態で推移することや中長期的には人口減少・地価の下落傾向等による市税の減少、高齢化による社会保障関係費の増加等が見込まれており、今後、収支均衡した財政を持続可能なものとしていくため、引き続き、市債発行規模の適正化や確保可能な財源を見込む中での施策の選択と集中に取り組む必要がある。

公共施設等においても、今後の人口減少、少子高齢化の進展を勘案しながら、行政需要の変化に見合う公共施設等の供給のあり方、総量やサービス（市民負担）の見直しを図っていくことが不可欠となっている。

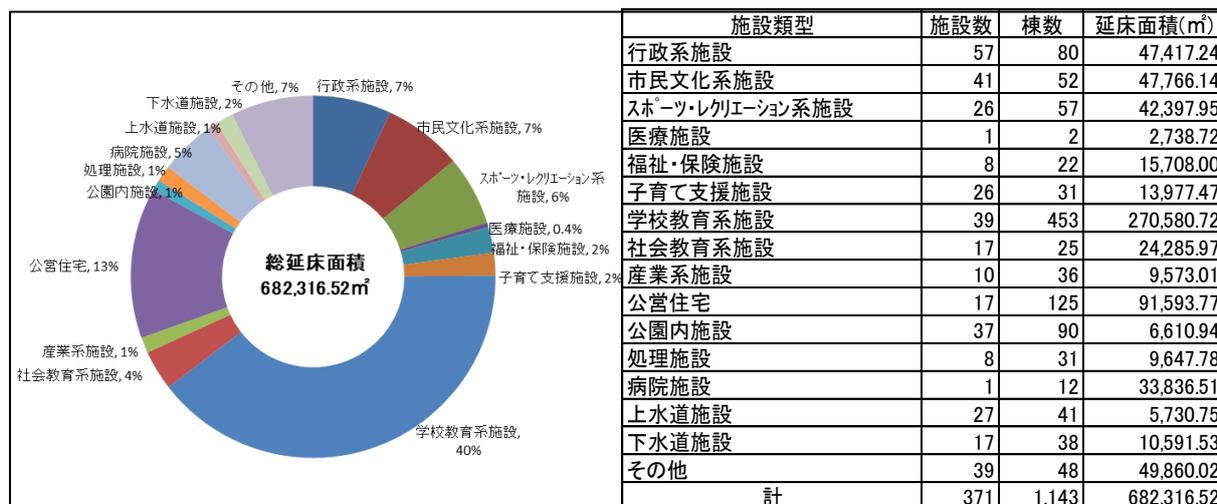
### 第3章 公共施設等の現状と課題

#### 3-1 公共建築物

##### (1) 保有量

本市では、令和3年3月末現在、公共建築物として371施設(1,143棟)、総延床面積682,316.52㎡を保有しており、市民一人当たりの延床面積は約4.07㎡となっている(人口は令和2年の167,278人を使用)。内訳としては、学校施設が270,580.72㎡(約40%)、次いで公営住宅が91,593.77㎡(約13%)であり、この2つの用途が本市の公共建築物の約53%を占めている。

図12 公共建築物の保有状況(令和3年3月末現在)



資料) 令和2年度高岡市財産表

##### (2) 築年数

築30年以上の建物は、全体の約55%、20年以上～30年未満の建物が約25%、20年未満の建物が約20%となっている。類型別では、行政系施設、学校教育系施設、上水道・下水道施設等は築年数が30年以上の建物が50%以上を示す。整備年代別にみると、1970～80年(昭和40年代～50年代)の高度経済成長期にかけて、集中的に整備がされていることがわかる。

図13 公共建築物の築年別延床面積割合(令和3年3月末現在)

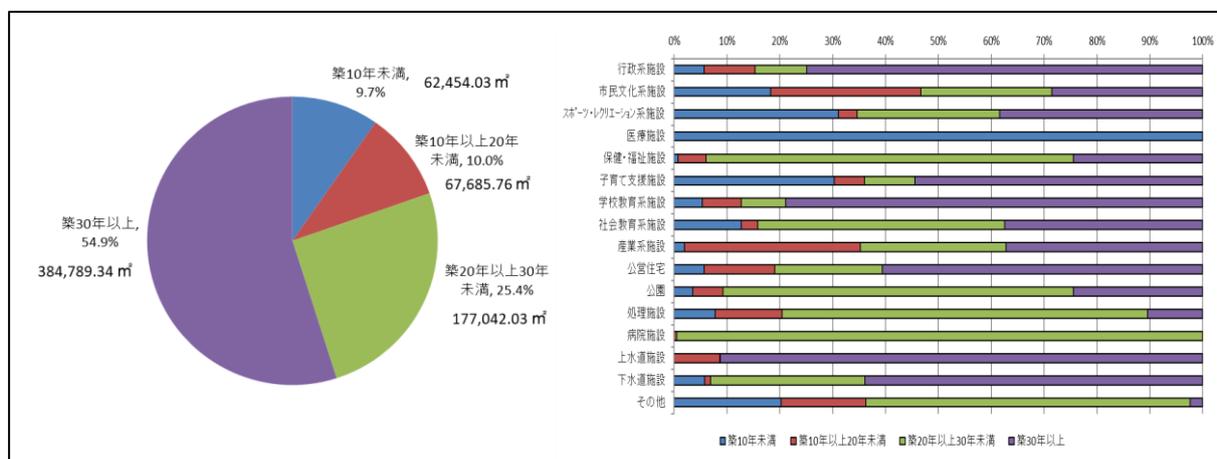
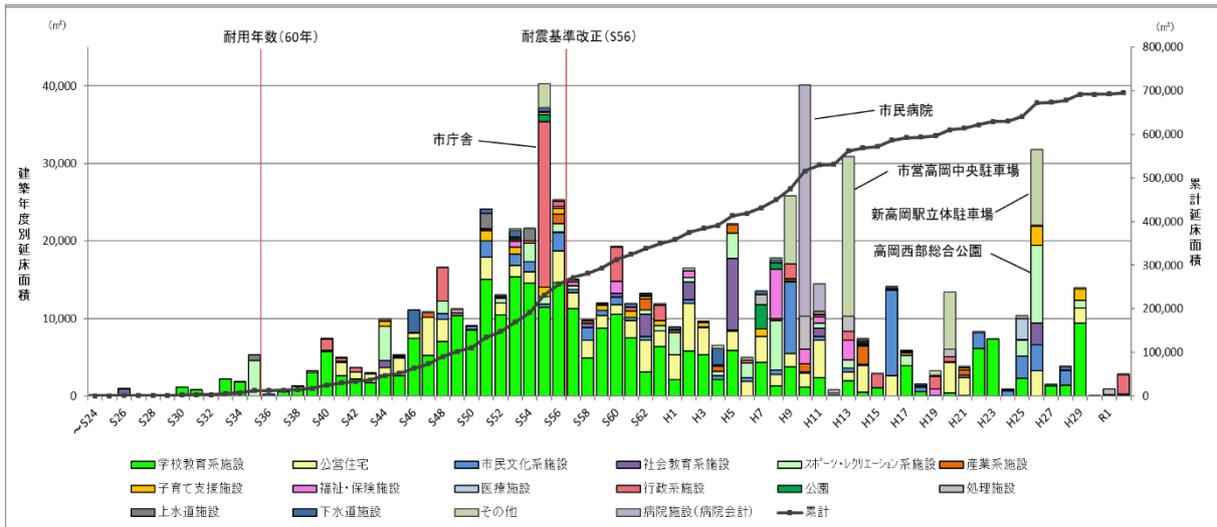


図 14 公共建築物の建築年別の整備状況

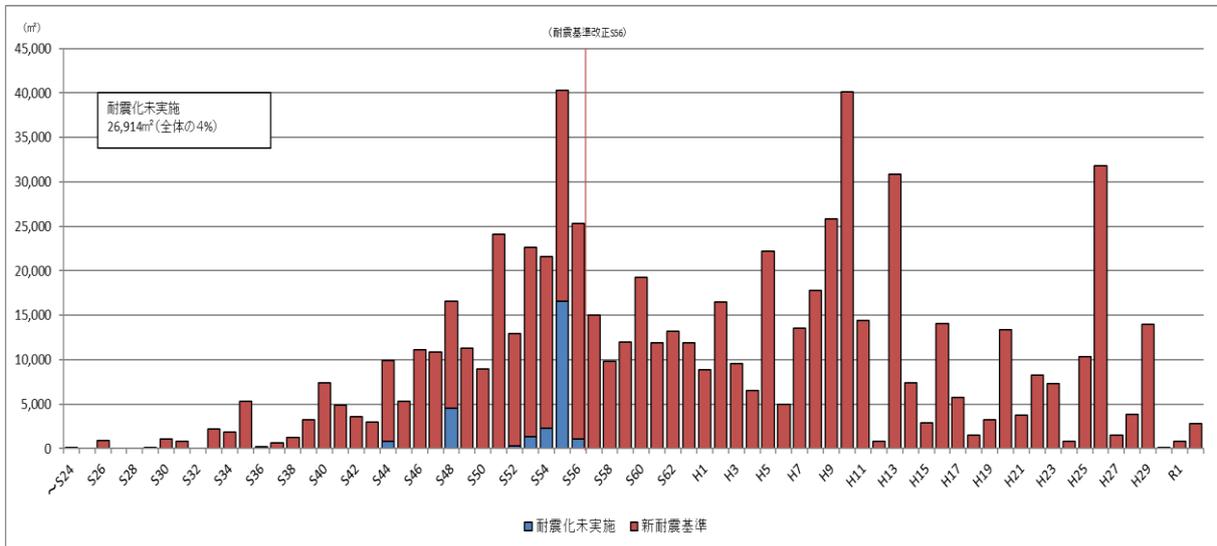


※建築年度不明の公共建築物は除く。

(3) 耐震状況

本市の公共建築物については、全体の約 96%の施設で耐震性を有している。これらの施設は、新耐震基準で建設された施設あるいは旧耐震基準で建設された施設を耐震補強等により耐震化した施設となっている。耐震化されていない主な公共建築物としては、市役所本庁舎などが挙げられる。

図 15 公共建築物の耐震補強の実施状況

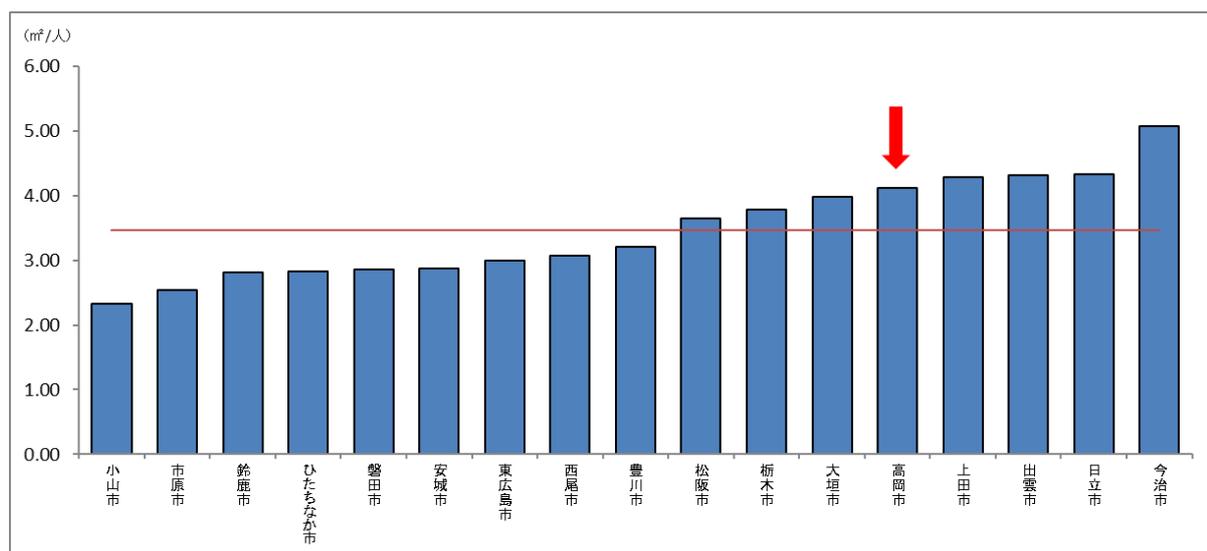


※建築年度不明の公共建築物は除く

(4) 類似団体との比較

令和 2 年 3 月末現在の人口一人当たりの延床面積を類似団体 17 市と比較すると、本市 (4.12 m<sup>2</sup>/人) は平均値 (3.47 m<sup>2</sup>/人) を上回り、延床面積順では 5 番目に大きい。

図 16 類似団体の人口一人当たりの延床面積（令和 2 年 3 月末現在）



資料) 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査、公共施設等状況調（総務省）

## 3-2 インフラ

### (1) 道路・橋りょう

#### ① 保有量

本市が保有・管理している市道の実延長は、令和 3 年 3 月末現在で約 1,465km、道路部の面積は約 9.1 km<sup>2</sup>、路線数については 5,151 本となっている。

また、橋りょうの実延長は、約 8.2km、道路部の面積は約 0.063 km<sup>2</sup>、箇所数については 1,149 本となっている。

表 3 市道の整備状況（令和 3 年 3 月末現在）

	路線数(箇所数)	実延長 合計(m)	道路面積 道路部(m <sup>2</sup> )	道路面積 有効幅員(m <sup>2</sup> )
1級市道	119	128,158	1,238,206	891,089
2級市道	150	109,255	852,318	644,445
その他の市道	4,882	1,227,547	7,030,455	5,510,241
自転車歩行者道	55	4,795	22,703	-
合計	5,151	1,464,960	9,120,979	7,045,775

表 4 橋りょうの整備状況（令和 3 年 3 月末現在）

	箇所数	実延長 合計(m)	道路面積 道路部(m <sup>2</sup> )
1級市道	138	1,736	19,969
2級市道	100	701	5,543
その他の市道	911	5,779	37,765
合計	1,149	8,216	63,277

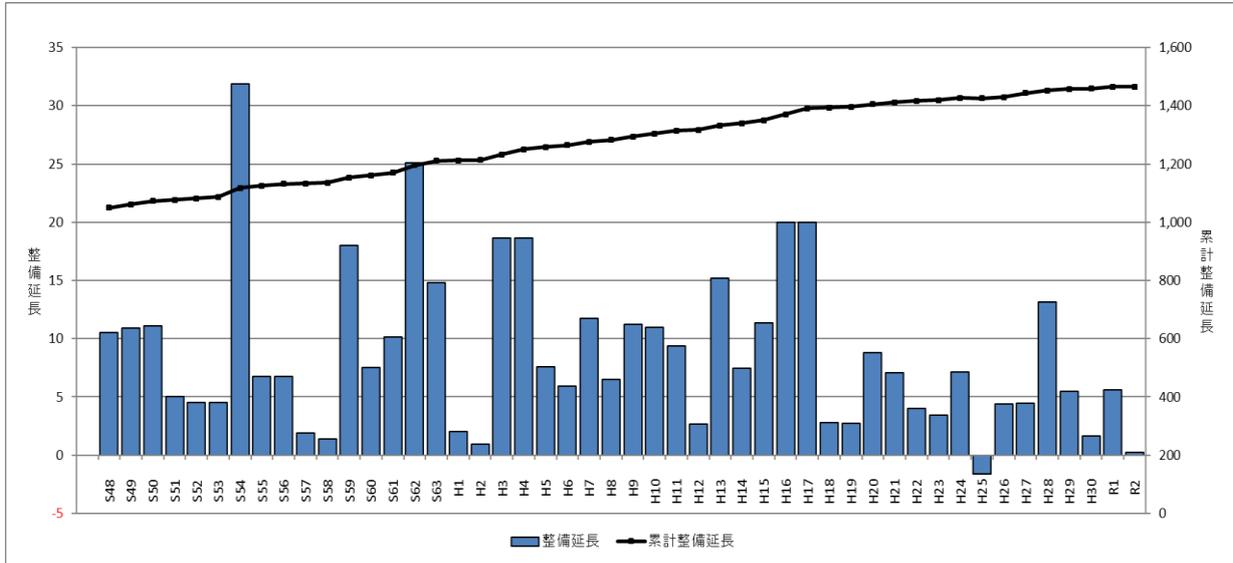
#### ② 築年数

道路については、昭和 30 年から昭和 50 年代にかけて大きく整備が進んだが、近年はその増加幅は小さくなっている。舗装率も同様に推移し、近年は 90%以上でほぼ横ばいとなっている。

橋りょうについても道路と同時期に集中して整備が行われており、全体の約 60%が昭和 50 年代までに整備されている（整備年次が不明の橋りょうは除く）。整備面積でみると、現時点で建設

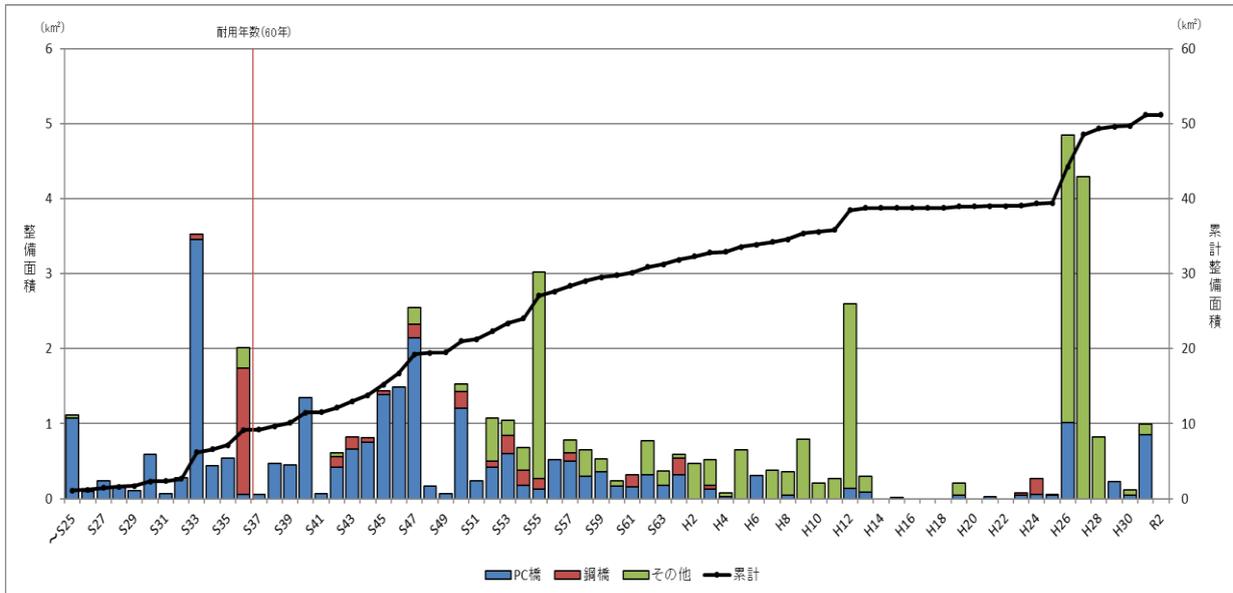
から耐用年数を超えている橋りょうは全体の7%程度だが、10年後には14%、20年後には22%程度に増大する見込みである。

図17 市道の整備推移



※H17 以前は旧高岡市と旧福岡町の合算

図18 橋りょうの整備状況



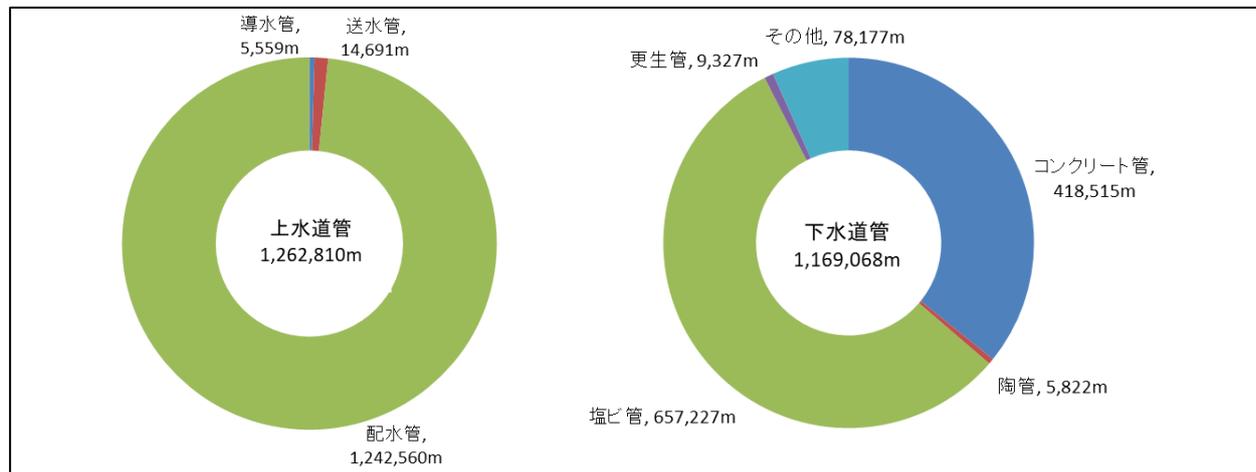
※耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づく  
 ※整備年次が不明の橋りょうは除く

## (2) 上水道・下水道

### ① 保有量

本市の水道管の保有量は、上水道管については、導水管、送水管、配水管に分類され、令和3年3月末現在で合計約1,263kmとなっている。下水道管については、コンクリート管、陶管、塩ビ管、更生管、その他に分類され、合計約1,169kmとなっている。

図19 上水道・下水道管実延長（令和3年3月末現在）

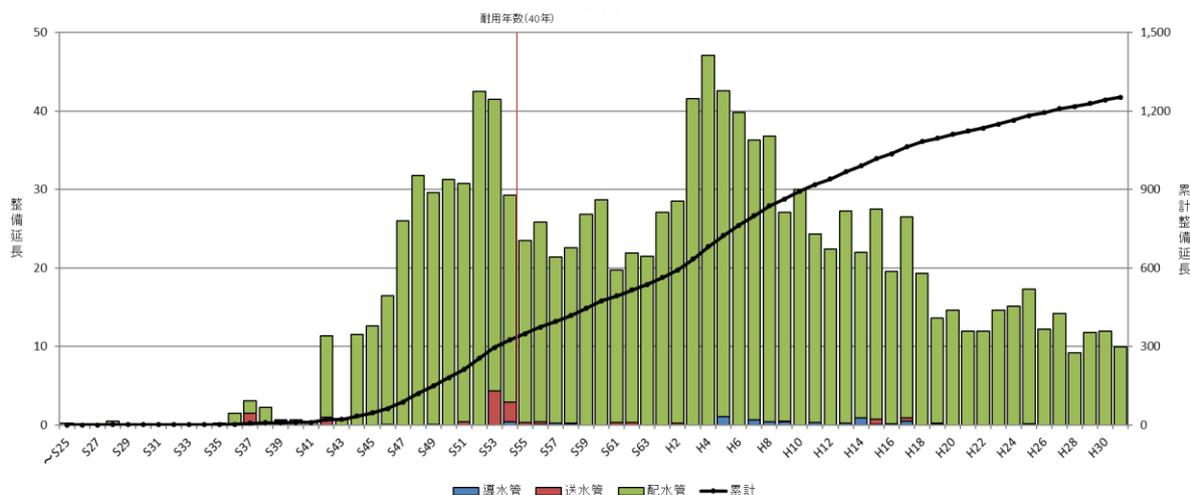


### ② 築年数

上水道管については、昭和40年代から50年代、平成初期をピークに整備が行われており、近年は減少傾向にある。現時点で、耐用年数を超えている上水道管は26%程度だが、10年後には45%程度、20年後には75%程度にまで増大する見込みである。

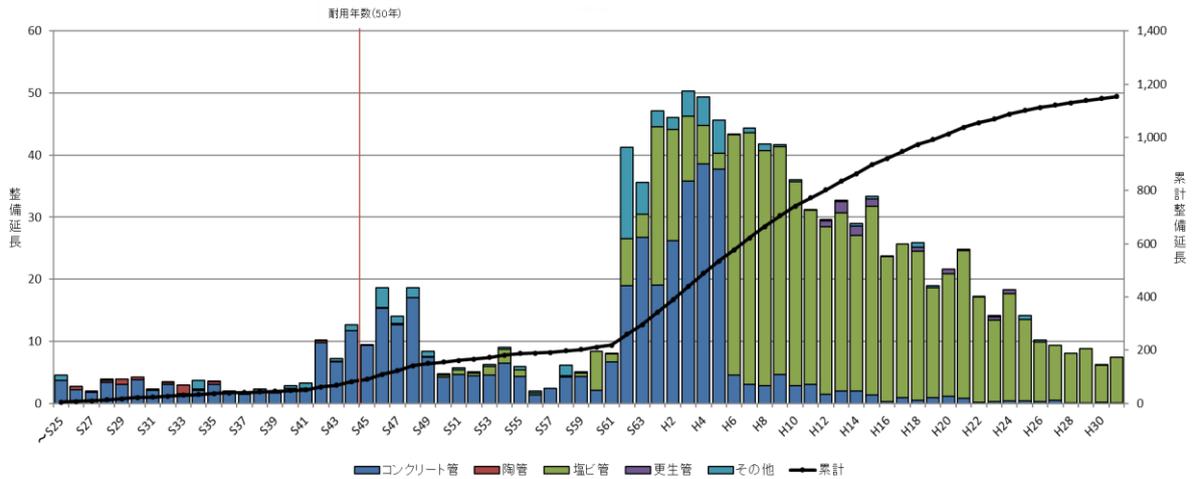
下水道管については、昭和60年代以降急速に整備が進んでおり、昭和60年代以降に整備された下水道管は全体の80%程度を占める。

図20 上水道管の整備推移



※耐用年数は地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）別表第2号に基づく

図 21 下水道管の整備推移



※耐用年数は「下水道施設の改築について」（平成 15 年 6 月 19 日付け国都下事第 77 号下水道事業課長通知）の別表に基づく。

### 3-3 これまでの主な取組み

本計画を通じて、これまで行った主な取組みの内容は次のとおりである。

年度	取組み内容
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高岡市公共施設白書の策定</li> <li>・総延床面積の削減目標の設定(令和 17 年度までに 15%)</li> <li>・旧伏木図書館の解体</li> </ul>
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高岡市公共施設再編計画の策定</li> </ul>
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・能町保育園の民営化</li> <li>・戸出会館の譲渡</li> <li>・伏木福社会館の解体</li> <li>・旧能町公民館の解体及び敷地の売却</li> <li>・「今後10年を見据えた高岡市における小中学校の配置の基本的な方向」の策定</li> </ul>
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長生寮の民営化</li> <li>・老人福祉センター、里山交流センター及びふれあい福祉センターの浴室営業日数の縮小</li> <li>・中田市営住宅の一部及び矢田市営住宅の解体</li> <li>・福岡地区集会所及び防雪センターの譲与</li> <li>・高岡駐車場、オタヤグリーンパーキング及び福岡ふるさと会館の廃止</li> <li>・福岡ストックヤードの集約化</li> <li>・「今後 10 年を見据えた高岡市における小中学校の配置について」の策定</li> </ul>
令和 2 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・だいがりサービスセンターの民営化</li> <li>・下牧野公民館、伏木漁村センター及び三千坊の譲与</li> <li>・市民会館、北部保育園、二上まなび交流館及び中田市営住宅の廃止</li> <li>・石堤小学校及び東五位小学校の統合</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国吉義務教育学校の開校</li> <li>・とやま・ふくおか家族旅行村の民営化</li> <li>・個別施設計画の策定完了</li> </ul>
--	--

### 3-4 公共施設保有量及び有形固定資産原価償却率の推移

年度	公共施設保有量	有形固定資産 減価償却率	有形固定資産 減価償却率 類団平均
平成 28 年度	646,346 m <sup>2</sup>	53.60 %	56.6 %
平成 29 年度	660,962 m <sup>2</sup>	53.00 %	57.7 %
平成 30 年度	652,876 m <sup>2</sup>	53.70 %	58.9 %
令和元年度	648,860 m <sup>2</sup>	55.20 %	58.4 %

※有形固定資産原価償却率：市が保有する施設等が耐用年数に対して資産取得からどの程度経過しているかを把握し、資産の経年の程度を把握することができる（割合が大きいくほど、老朽化が進んでいると判断できる。）。

## 第4章 中長期的な施設の更新費用

### 4-1 試算条件

本市が現在保有する公共施設等を将来も同種、同規模で更新し、かつ、新たな施設整備は考慮しない場合の費用について試算を行う。更新周期や単価等については、「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書〔公共施設及びインフラ資産の更新に係る費用を簡便に推計する方法に関する調査研究〕（財団法人自治総合センター）の考え方を参考に設定し、総務省ホームページで公開されている「公共施設等更新費用試算ソフト（ver. 2.00）」（一般財団法人 地域総合整備財団）を使用した。

試算期間※については、40年（平成27年～令和36年）とし、更新費用は事業費ベースで算出し、補助や起債等は考慮しないこととする。

※ 令和4年3月改定後の試算期間は、34年（令和3年～令和36年）

表5 公共建築物の試算条件

更新周期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更新年数は60年とする。（更新期間は3年）</li> <li>・更新の積み残し処理年数（試算時点で更新年数を超過しているにも関わらず、更新されずに残されている施設を更新するための更新期間）は10年とする。</li> <li>・建設から30年を経過すると大規模改修を行うものとする。（改修期間は2年）</li> <li>・大規模改修の積み残し処理年数は10年とする。※建設から51年以上経過しているものについては、更新時期が近いいため、改修は行わないものとする。</li> </ul>		
更新単価	分類	大規模改修	更新（建替）
	行政系施設、市民文化施設、社会教育系施設、産業系施設、医療施設	25万円/m <sup>2</sup>	40万円/m <sup>2</sup>
	学校教育施設、子育て支援施設、公園（トイレ等）	17万円/m <sup>2</sup>	33万円/m <sup>2</sup>
	公営住宅	17万円/m <sup>2</sup>	28万円/m <sup>2</sup>
	処理施設、保健・福祉施設、スポーツ・レクリエーション系施設、その他施設	20万円/m <sup>2</sup>	36万円/m <sup>2</sup>

※建替を想定しない文化財等は試算の対象としない。

※上水・下水処理施設の建物部分・プラント部分は、インフラの試算に含む。

表6 インフラの試算条件

更新周期	道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更新年数は15年とする。</li> <li>・道路については、区間ごとに整備していくため、年度別に把握することは困難であることから、総面積を更新年数で除したものを年間の更新量とする。</li> </ul>
	橋りょう	・高岡市橋梁長寿命化修繕計画（令和2年改定版）の見込みを利用
	上水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更新年数は40年とする。（上水処理施設の建物部分・プラント部分は60年）</li> <li>・積み残し処理年数は5年とする。</li> </ul>

	下水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更新年数は50年とする。(下水処理施設の建物部分・プラント部分は60年)</li> <li>・積み残し処理年数は5年とする。</li> </ul>	
更新単価		分類	更新
	道路	一般道路	4,700 円/m <sup>2</sup>
		自転車歩行者道	2,700 円/m <sup>2</sup>
	橋りょう	PC 橋、RC 橋、石橋、その他	高岡市橋梁長寿命化修繕計画（令和2年改定版）の見込みを利用
		鋼橋	
	上水道	導水管（送水管）300mm 未満	100 千円/m
		〃 300～500mm 未満	114 千円/m
		〃 500～1,000mm 未満	161 千円/m
		〃 1,000～1,500mm 未満	345 千円/m
		〃 1,500～2,000mm 未満	742 千円/m
		〃 2,000mm 以上	923 千円/m
		配水管 150mm 以下	97 千円/m
		〃 151～200mm 以下	100 千円/m
		〃 201～250mm 以下	103 千円/m
		〃 251～300mm 以下	106 千円/m
		〃 301～350mm 以下	111 千円/m
		〃 351～400mm 以下	116 千円/m
		〃 401～450mm 以下	121 千円/m
		〃 451～500mm 以下	128 千円/m
		〃 501～550mm 以下	128 千円/m
		〃 551～600mm 以下	142 千円/m
		〃 601～700mm 以下	158 千円/m
		〃 701～800mm 以下	178 千円/m
〃 801～900mm 以下		199 千円/m	
下水道	コンクリート管、陶管、塩ビ管、その他	124 千円/m	
	更生管	134 千円/m	

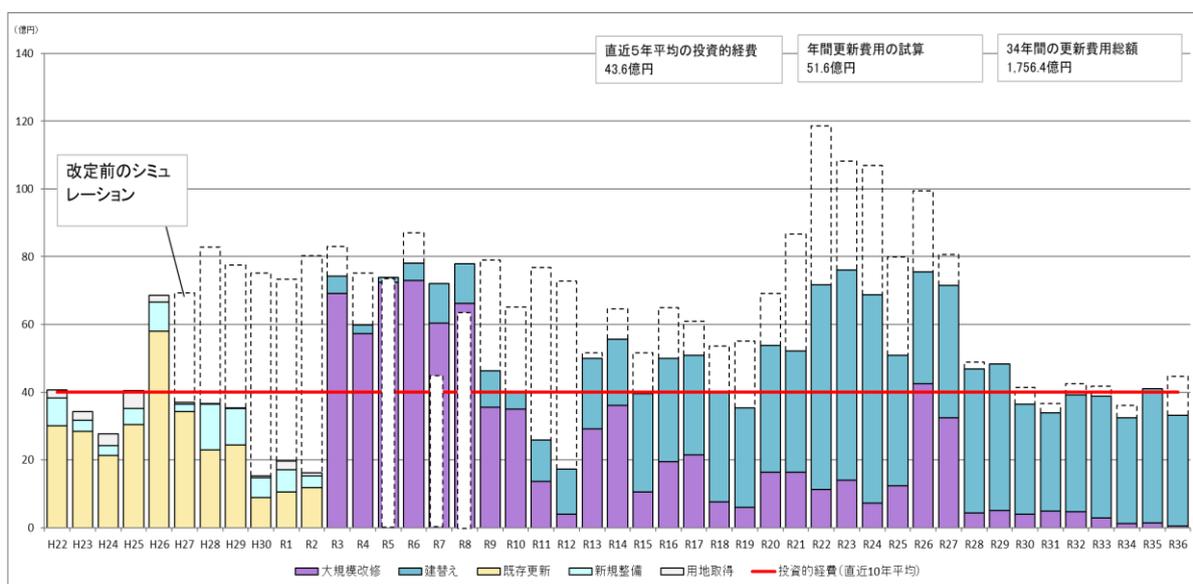
## 4-2 試算結果

### (1) 公共建築物

公共建築物の更新に必要な費用は、令和3年からの34年間で総額1,756.4億円、年平均で51.6億円と試算される。これは、平成25年度から平成29年度までの5年間における施設の新規整備、更新にかかる投資的経費の年平均である43.6億円と比較すると、8.0億円の差※となり、全ての施設の改修や更新が厳しい状況にあることが分かる。

※ 本計画策定時の平成28年3月時点での差は、25.3億円であったため、その後の施設再編の取組みによって、17.3億円縮減されたことになる。

図21 公共建築物の更新費用予測



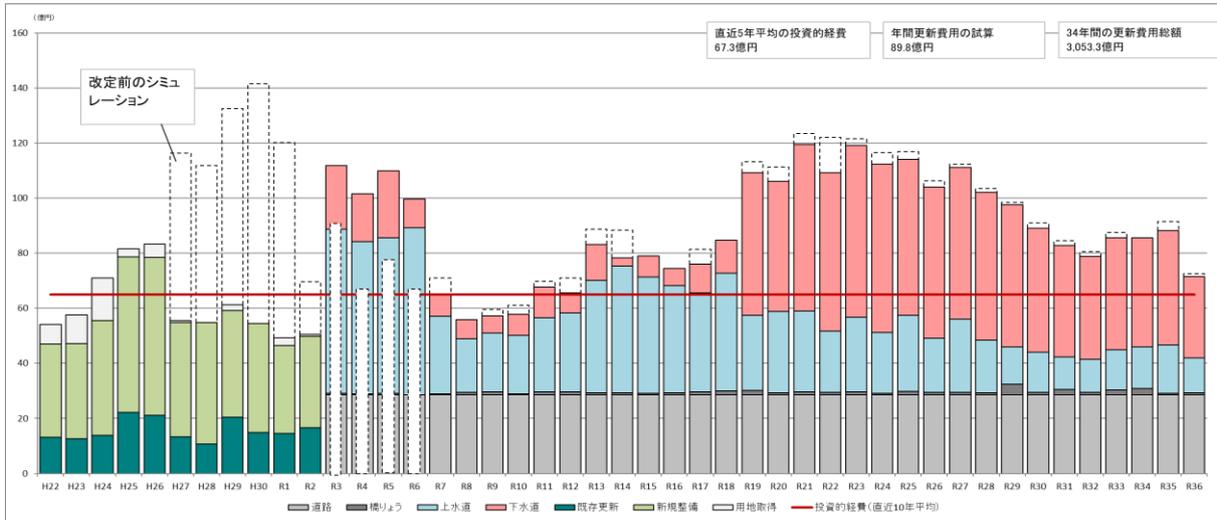
※年間5億円以上の大規模な施設整備事業費をそのまま投資的経費に加えることとした場合、比較基準として適切ではないため、一般的な公共施設の起債の償還年限である30年をもとに、事業費の30分の1を比較基準に算入し、平準化を図る。  
 ※投資的経費平均を算出するに当たり、財政健全化緊急プログラム期間（平成30年から令和2年まで）は除く。以下同じ。

### (2) インフラ

インフラの更新に必要な費用は、令和3年からの34年間で総額3,053.3億円、年平均で89.8億円と試算される。これは、平成25年度から平成29年度までの5年間における施設の新規整備、更新にかかる投資的経費の年平均である67.3億円と比較すると、22.5億円の差※となり、全ての施設の改修や更新が厳しい状況にあることが分かる。

※ 本計画策定時の平成28年3月時点の差は、23.3億円であったため、その後の長寿命化等の取組みによって、0.8億円縮減されたことになる。

図 22 インフラの更新費用予測

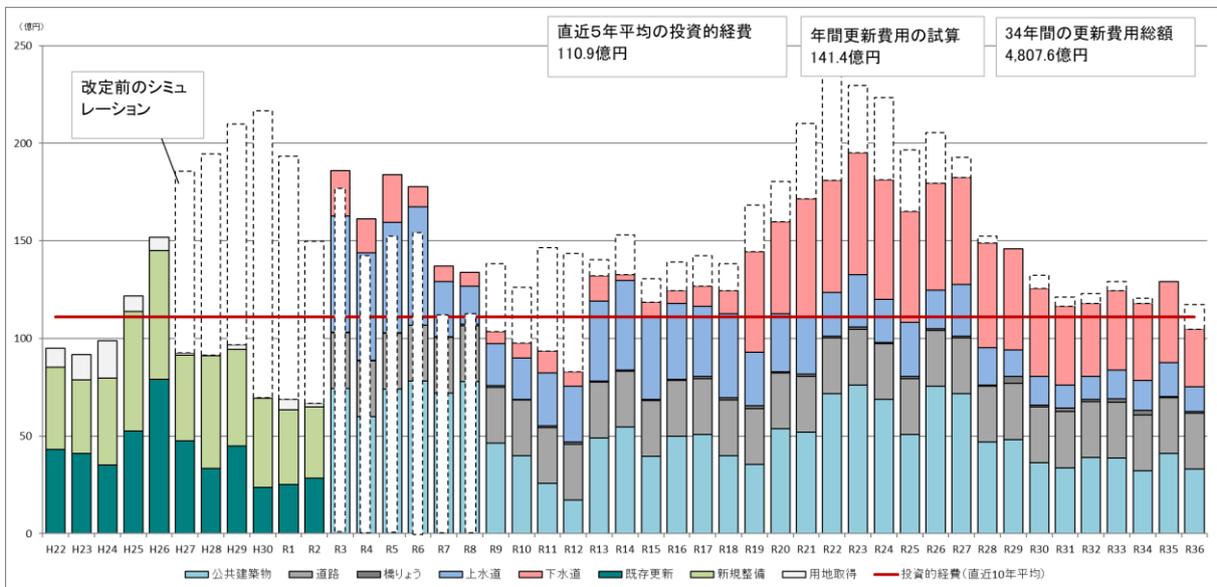


(3) 公共建築物+インフラ

公共建築物とインフラの更新費用の総額は、34年間で4,807.6億円、年平均で141.4億円と試算される。これは、平成25年度から平成29年度までの5年間における施設の維持・更新にかかる投資的経費110.9億円と比較すると、30.5億円の差※となり、全ての施設の改修や更新が厳しい状況にあることが分かる。

※ 本計画策定時の平成28年3月時点の差は、48.6億円であったため、施設再編や長寿命化等の取組みによって、18.1億円縮減されたことになる。

図 23 公共建築物+インフラの更新費用予測



		公共建築物①	インフラ				小計②	合計①+②
			道路	橋りょう	上水道	下水道		
更新費用	34年	1,754.3	971.2	32.9	987.0	1,061.5	3,053.3	4,807.6
	年平均	51.6	28.6	0.9	29	31.2	89.8	141.4

### 4-3 長寿命化等の影響を反映したシミュレーション

ここでは、前項の試算結果について、長寿命化の実施など一定の条件を付した場合の影響を反映したシミュレーションを行う。条件については、以下のとおりとする。

○長寿命化により、公共施設等の更新周期を次のとおり延長する。

	公共建築物	道路	橋りょう	上水道	下水道
更新周期	60年→70年	15年→20年	60年→70年	40年→50年	50年→60年

※公共建築物については更新周期にあわせて大規模改修周期を35年に延長

○中学校を除き、現時点で築40年以上の公共建築物（延床面積174,116㎡、総延床面積の約24%）は、耐用年数に達しても更新しない。（耐用年数まで維持するサンセット方式）

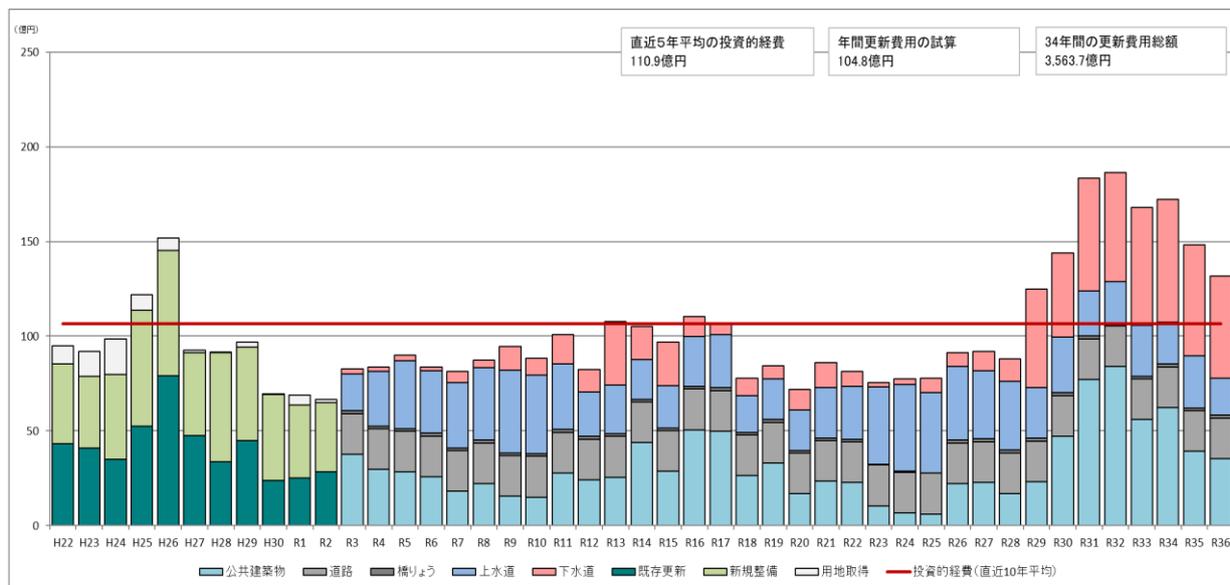
※性質上の更新の要否は加味していない。

この条件に基づき、試算を行った結果、公共建築物とインフラの更新費用の総額は今後34年間で3,563.7億円（▲1,243.9億円）、年平均104.8億円（▲36.6億円）と試算され、これだけ厳しい設定でシミュレーションを行えば、投資的経費との差が解消されることになる。

ただし、この試算シミュレーションは、あくまで一定の条件のもと、機械的に算出したものであり、これまでの施設再編や長寿命化等の取組みにより、投資的経費との差を縮減しているように、今後も、公共施設再編計画や各個別施設計画に基づく取組みを着実に推進し、その差を解消するものとする。

併せて、公共施設等を更新していくに当たっては、既存施設の活用や集約化等の工夫、緊急性や重要性を勘案した計画的な対応を行うことで、更新経費の一層の軽減、平準化を図る。

図24 長寿命化等を実施した場合の影響を反映した公共建築物+インフラの更新費用予測



		公共建築物①	インフラ				小計②	合計 ①+②
			道路	橋りょう	上水道	下水道		
更新費用	34年	1,075.1 (▲679.2)	728.9 (▲242.3)	46.4 (13.5)	1,011.3 (24.3)	702.3 (▲359.2)	2,488.7 (▲564.6)	3,563.7 (▲1,243.9)
	年平均	31.6 (▲20.0)	21.4 (▲7.2)	1.3 (0.4)	29.7 (0.7)	20.6 (▲10.6)	73.2 (▲16.6)	104.8 (▲36.6)

## 第5章 公共施設マネジメントの基本方針

### 5-1 基本的な考え方

公共施設等は行政サービス、地域コミュニティの拠点として市民の暮らしを支えるものであるだけでなく、災害時には避難ルートや備蓄倉庫など、防災機能としての役割も果たすなど、地域にとって重要な施設である。

しかしながら、現在の公共施設等の総量を維持したまま、安定的な行政サービスを提供し続けることは財政的に不可能であり、人口減少や少子高齢化、住民ニーズの変化などに応じて公共施設等の適切な規模、配置、機能を見直すとともに、長寿命化により財政負担を軽減・平準化することが必要である。

### 5-2 基本方針〔基本的な目標〕

上記の基本的な考えを踏まえ、以下の3つの方針を柱として、中長期的な視点により、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を進めるものとする。

#### 基本方針1 施設総量の適正化（公共建築物・インフラ）

公共建築物については、現在保有する施設の総量を最大とし、中長期的・分野横断的な視点に立ち、廃止、複合化、多機能化、更新、新設など施設の再編・再整備について計画的に実施することで、施設総量の適正化を図り、施設の新設から廃止に至るまでのライフサイクルコスト（以下「LCC」という。）の縮減を図る。また、インフラについては、施設総量を削減していくことは現実的ではないため、現状維持を基本とする。

#### 基本方針2 長寿命化の推進（公共建築物・インフラ）

今後も保有し続ける必要性のある施設については、対症療法的な「事後保全」から計画的な「予防保全」による維持管理にシフトし、定期的な点検・診断等により、劣化・損傷の程度や原因等を把握・評価し、優先度に応じた修繕を行うことにより、LCCの縮減を図るとともに、安全・安心を確保しながら期待される耐用年数以上の使用に努める。

#### 基本方針3 施設の有効活用（公共建築物）

施設の利用実態などを踏まえ、徹底したコスト削減を図るとともに、必要な公共サービスの質を適切なコストで提供するため、指定管理者制度やPPP/PFIなどの手法や民営化を推進する。

※PPP…パブリック・プライベート・パートナーシップの略称で、公民が連携して公共サービスの提供を行う手法の総称  
※PFI…プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略称で、公共施設等の建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る事業手法

## 基本方針1 施設総量の適正化

公共建築物については、現在保有する施設の総量を最大とし、中長期的・分野横断的な視点に立ち、廃止、複合化、多機能化、更新、新設など施設の再編・再整備について計画的に実施することで、施設総量の適正化を図り、施設の新設から廃止に至るまでのLCCの縮減を図る。また、インフラについては、施設総量を削減していくことは現実的ではないため、現状維持を基本とする。

### (1) 施設の現況把握

- ・施設所管課において、施設の利用実態、管理・運営体制、経営状況、老朽化状況等の情報を蓄積・分析し、各施設の存続を含めた見直しを行う。
- ・上記の情報については、公共施設マネジメント担当課において一元管理し、公共施設白書としてとりまとめ、順次公開することにより、市民と共通認識を図りながら、効率的な管理運営に努める。

### (2) 施設の廃止の実施方針

- ・需要見込がない、民間施設などにより代替が可能、同一地域に類似機能を有する施設があるなど、存続の必要性がない施設は残存耐用年数に関わらず廃止する。
- ・用途廃止した施設は、民間への売却等も含めた利活用について検討し、有効な方策が見込めない場合は、老朽化した施設が周辺の環境・治安に及ぼす影響を考慮し、速やかに除却する。

### (3) 施設の更新（建替）、複合化、新設の実施方針

- ・施設の更新については、耐用年数経過後も施設機能を存続させる必要があり、更新以外の手法（他の既存施設の有効利用、民間資産の活用、国・県施設の相互利用、近隣市町村との連携など）による対応が困難である場合に限り行う。
- ・機能移転・複合化が効率的であると判断されるものは、隣接市町村との連携も含めて総合的に検討する。
- ・施設の新設（ビルド）については、更新の場合と同様に他の選択肢がなく、また喫緊に施設の整備が必要な場合を除き、原則行わない。新設を行う場合には、既存施設の廃止（スクラップ）など同等以上の延床面積を削減することを基本とし、施設総量の抑制を図る。
- ・施設の更新、新設については、将来的な需要の変化に対応でき、容易に機能の転換が図れるよう施設構造や建築工法を考慮するなど、長期的な視点に立った整備を行う。

### (4) インフラの総量

- ・インフラについては、公共建築物とは異なり、道路や橋りょうは統廃合や複合化による縮減の余地が極めて小さいほか、上下水道の停止は生活に直結するなど、一度敷設した道路や橋りょう、水道、下水道管を廃止し、施設総量を削減していくことは現実的ではないため、現状維持を基本とする。

## 基本方針2 長寿命化の推進

今後も存続する必要性がある施設は、対症療法的な「事後保全」から計画的な「予防保全」による維持管理にシフトし、定期的な点検・診断等により、劣化・損傷の程度や原因等を把握・評価し、優先度に応じた修繕を行うことにより、LCCの縮減を図るとともに、安全・安心を確保しながら期待される耐用年数以上の使用を可能とするよう長寿命化を推進する。

### (1) 点検・診断等の実施方針

- ・施設管理者により定期的な点検を行い、施設の老朽化の状況を継続的に把握する。
- ・点検・診断等で得られたデータは、蓄積・一元管理し、公共施設白書の基礎データとして公開するとともに、長寿命化に向けた効率的な修繕、改善工事に繋げるための判断資料とする。

### (2) 維持管理・修繕等の実施方針

- ・長寿命化を図る施設については、市の財政状況等を勘案したうえで維持管理・修繕を行うことにより、LCCの縮減を図るとともに、施設の安全性確保を図る。
- ・中長期的な修繕費用見込みを算出し、庁内全体での施設の改修時期の調整などに活用し、財政支出の平準化を図る仕組みづくりを行う。
- ・インフラについては、計画的に修繕・更新していくことに重点をおき、各施設の長寿命化計画あるいは公営企業の経営戦略等に基づき、計画的な点検、修繕・更新を行っていく。

### (3) 耐震化の実施方針

- ・公共建築物については、耐震補強工事には多額の費用を要すること、また、未耐震施設は築後30年以上を経過している老朽施設でもあり耐震化の投資効果が短期間となることから、既存未耐震建物の耐震補強は慎重に検討を行いつつ、耐震性のある既存建物への機能移転や改築により耐震化を進める。
- ・インフラについては、緊急輸送道路上の橋梁の耐震化など、優先順位に沿って実施し、耐震性を確保していく。

### (4) ユニバーサルデザイン化に係る実施方針

- ・公共施設の改修や更新の際は、誰もが使いやすい施設となるよう、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備や改修等を必要に応じて進めていく。

### (5) 脱炭素化に向けた施設整備の実施方針

- ・地球温暖化の最大の原因である二酸化炭素の排出量の削減など脱炭素化に向けた取り組みの一環として、太陽光発電設備やLED照明の公共施設への導入などを推進していく。

### 基本方針3 施設の有効活用

施設の利用実態などを踏まえ、徹底したコスト削減を図るとともに、必要な公共サービスの質を適切なコストで提供するため、指定管理者制度やPPP/PFIなどの手法や民営化を推進する。

#### (1) 施設の質の向上、見直し

- ・施設の利用実態、稼働率などを分析し、各施設が提供するサービスの維持すべき内容や水準について見直し、無駄のない施設運営を推進する。
- ・類型別や近隣施設間で経営状況の比較分析を行い、最も効率的な管理・運営を行っている施設を基準とするベンチマーキングによるコスト削減を図る。

#### (2) 民間資金等の活用

- ・官民の役割分担を明確にし、PPP/PFI等の手法を用いて民間活力を施設の整備や管理に積極的に導入するため、PPP/PFI手法導入優先的検討規程を策定するなど、民間事業者等の資金やノウハウを活用したサービス提供を推進する。
- ・施設の維持管理に係る契約手法（包括契約や施設ごとの一括契約等）など最適な施設運営の手法を検討し、効率的な施設運営を行い、コスト削減を図る。

#### (3) 施設の処分、民営化（地元移管）

- ・遊休・未利用となっている施設については、売却等の処分を進めるとともに、跡地について賃貸を含めた様々な視点からの有効活用に向けた検討を進め、歳入の確保に繋げる。
- ・施設の利用実態が地区公民館的な性質のものなど、地域性が極めて高い公共建築物については、地元団体や市民団体等への移管を進める。

### 類型別の基本方針

以上の3つの基本方針に基づき、類型別の今後の基本方針・考え方を次のようにまとめる。

#### <公共建築物>

施設類型	考え方
行政系施設 (庁舎、消防施設その他行政系施設)	・大地震などの大規模災害発生時において市の防災拠点施設としての役割を担うため、耐震基準を満たしていない施設についてその方向性を定める。(市役所本庁舎の耐震化又は整備方針)
文化系施設 (集会施設及び文化施設)	・公民館については、老朽化対策に重点を置き、適切かつ計画的な修繕により施設の延命化を図るとともに、指定管理者制度の導入に向けて検討する。(維持管理方針) ・地域性が極めて高い集会機能を有する施設は、地元への移管を検討する。

社会教育系施設 (図書館及び博物館)	・博物館のあり方について検討を進める。(古城公園内施設の移転)
スポーツ・レクリエーション系施設及び観光施設	・市民体育館のあり方について検討を進める。(古城公園内施設の移転)
学校教育系施設 (学校その他教育施設)	・良好な教育環境を維持するため、小規模校を対象とした学校規模適正化を進める。 ・小学校の余裕教室を活用して放課後児童育成クラブ室を設置する。
子育て支援施設 (幼稚園、保育園及び幼児・児童施設)	・児童数の減少に伴い、入所児童が減少傾向にあり、将来的にも定員割れが見込まれる保育園については、統廃合を推進するとともに、民営化を推進する。
保健・福祉施設 (高齢、障害及び保健施設)	・高齢者福祉施設で有していた集会・交流等の機能については、同種の機能を有する集会施設等で確保する。
公営住宅 (市営住宅)	・高岡市公営住宅長寿命化計画に基づき、セーフティネットとしての必要戸数を把握し、規模の集約に努め、年次的な計画修繕により効率的な管理運営を進める。 ・既存民間住宅を活用した借上公営住宅の供給を検討する。
公園	・長寿命化計画に基づいて、老朽化や劣化の著しい公園施設を更新改築することにより、公園機能の維持を図る。 ・国史跡指定を受けた古城公園内の施設(博物館、市民体育館等)の移転又は廃止等について検討を進める。
処理施設 (ごみ焼却場等)	・不燃物処理場については、適正な埋め立て処分を行うため、今後とも継続的な整備を行う。
その他(駐車場、駐輪場、産業系施設、公衆便所等)	・建物性能(老朽化、耐震性等)や利用状況、収支等を勘案し、統廃合・更新・機能移転等の中長期的な方向性を検討する。
医療施設 (市民病院)	・安全・安心の医療の提供に資するため、緊急性・重要性・採算性を踏まえながら、建物や医療機器等の計画的な修繕を行っている。

### <インフラ>

施設類型	考え方
上水道施設	・上下水道ビジョンに基づき、財政収支を含め効果的かつ計画的に老朽施設の耐震化・長寿命化・更新を進める。
下水道施設	・上下水道ビジョンに基づき、財政収支を含め効果的かつ計画的に老朽施設の耐震化・長寿命化・更新を進める。

道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・舗装、道路附属物、消雪、側溝などの道路ストックは一定以上の施設の実態をすべて調査した後、維持管理計画を策定し、計画的な修繕を行う。</li> </ul>
橋梁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・橋長 10m以上の橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画（R 2 改定）に基づき、計画的に修繕を進める。</li> <li>・今後、橋長 2～10mの橋梁についても実態調査を行い、橋梁全体を対象とした計画を策定し、計画的な修繕を行う。</li> </ul>

## 第6章 計画の推進

---

### 6-1 推進体制

#### (1) 庁内の実施体制

本計画の推進に当たっては、既存の市行財政改革推進本部のもと、計画、白書等の策定を行う公共施設マネジメント担当課が主体となり、組織横断的な取組みを進めながら進行管理を行う。また、基本方針の取組みの中には、財政運営に関わる事項もあることから、財政課とも連動し、中長期的な財政収支の状況に注視しながら、公共施設マネジメントを推進していく。

また、公共施設の更新問題は、全庁的に取り組むべき課題であり、そのためには職員一人ひとりが問題意識をもち、理解して取り組むことが必要不可欠となるため、職員研修や庁内広報等を通じて、職員への啓発を推進していく。

#### (2) 広域的な連携

交通手段や情報通信技術の進展により、通勤・通学、買い物、医療、教養、娯楽など、市民の日常における生活圏は単一自治体の行政区域を越えて、すでに広域的な広がりをみせている。一方で、いずれの自治体においても、社会保障関係や公共施設の更新にかかる費用が財政面を圧迫していくことは共通の認識としてすでに顕在化しており、今後は、近隣自治体、国又は県と連携して施策に取り組むことで、各自治体にとってより効果的・効率的な行政運営の推進が期待される。

現在、高岡地区広域圏事務組合での高岡広域エコ・クリーンセンター運営、氷見市との消防広域化、とやま呉西圏域連携事業における公共施設マネジメント推進事業などを実施しているため、更なる広域的な連携の可能性を検討していく。

### 6-2 計画の進行管理

本計画の進行管理に当たっては、計画の実効性を高めるために、公共施設再編計画及び個別施設計画の進捗を定期的に確認し、必要に応じて計画の見直しを計り、PDCAサイクルによる進行管理を行う。

また、公営企業会計が所有する施設については、各企業の経営戦略やアクションプランに基づき、計画的な事業運営を行っていく。

道路・橋りょう及び上下水道のインフラについては、個別の長寿命化計画や保全計画等に示される工程の進捗状況をチェックするとともに、必要に応じて計画の見直しを図る。